

東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例

東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号
を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応
型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、
「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号
を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は
他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体
的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を
行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心
身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」と
いう。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」
を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブ
サイトに掲載しなければならない。

第42条第2項各号を次のように改める。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第25条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(4) 第26条第10項に規定する訪問看護報告書

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の
心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第28条の規定による市長への通知に係る記録

(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(9) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について
の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対

応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項各号を次のように改める。

(1) 夜間対応型訪問介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市長への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項各号を次のように改める。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 次条において準用する第28条の規定による市長への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (7) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項各号を次のように改める。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条の規定による市長への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (8) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項各号を次のように改める。

(1) 認知症対応型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市長への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項を次のように改める。

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、

その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第

2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第152条第1項第7号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録

する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理

等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(重要事項の掲示に関する経過措置)

2 施行日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第34条第3項（改正後の条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に関する経過措置)

3 施行日から令和7年3月31日までの間は、改正後の条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあ

るのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関する経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、改正後の条例第106条の2（改正後の条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、改正後の条例第172条第1項（改正後の条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年第1回定例会
第 号議案資料

東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

「東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」について

1 改正趣旨

令和6年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、条例の改正を行うものである。

2 主な改正内容

- (1) 他事業所等との管理者の兼務について、限定要件に関する規定を削除する。
- (2) 身体的拘束等の制限及び拘束等を行う場合の記録等に関する規定を追加する。
- (3) 事業所における運営規定の概要等の重要事項について、ウェブサイトに掲載することを義務付ける規定を追加する。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける規定を追加する。
- (5) 高齢者施設の利用者の病状の急変が生じた場合等において、対応可能な協力医療機関を常時確保する等、医療機関等の連携体制を構築する規定を追加する。
- (6) 第2種協定指定医療機関との間で、予め、新興感染症の発生時等の対応を取り決める規定を追加する。
- (7) その他基準省令の内容に沿った規定の追加等を行う。

3 概要説明

各条の改正概要

条文	改正概要
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
第6条（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）	令和6年3月31日に廃止となる指定介護療養型医療施設に関する規定の削除及び表記の整理
第7条（管理者）	他事業所等との管理者の兼務について、同一敷地内に限定していた規定の削除

第24条（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）	身体的拘束等は緊急やむを得ない場合に限定すること及び身体的拘束等を行う場合に利用者の心身の状況や拘束等を行う理由等を記録することを義務付ける規定の追加並びに表記の整理
第34条（掲示）	事業所における運営規定の概要等の重要事項について、原則として、ウェブサイトに掲載することを義務付ける規定の追加及び表記の整理
第42条（記録の整備）	身体的拘束等を行う場合には、利用者の心身の状況や拘束等を行う理由等の記録及びその保存を義務付ける規定の追加並びに表記の整理
第3章 夜間対応型訪問介護	
第47条（訪問介護員等の員数）	令和6年3月31日に廃止となる指定介護療養型医療施設に関する規定の削除及び表記の整理
第48条（管理者）	他事業所等との管理者の兼務について、同一敷地内に限定していた規定の削除
第51条（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）	身体的拘束等は緊急やむを得ない場合に限定すること及び身体的拘束等を行う場合に利用者の心身の状況や拘束等を行う理由等を記録することを義務付ける規定の追加並びに表記の整理
第58条（記録の整備）	身体的拘束等を行う場合には、利用者の心身の状況や拘束等を行う理由等の記録及びその保存を義務付ける規定の追加並びに表記の整理
第3章の2 地域密着型通所介護	
第59条の4（管理者）	他事業所等との管理者の兼務について、同一敷地内に限定していた規定の削除
第59条の9（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）	身体的拘束等は緊急やむを得ない場合に限定すること及び身体的拘束等を行う場合に利用者の心身の状況や拘束等を行う理由等を記録することを義務付ける規定の追加並びに表記の整理
第59条の19（記録の整備）	身体的拘束等を行う場合には、利用者の心身の状況や拘束等を行う理由等の記録及びその保存を義務付ける規定の追加並びに表記の整理
第59条の20の3（準用）	準用規定の表記の整理

第 5 9 条 の 2 4 (管理者)	他事業所等との管理者の兼務について、同一敷地内に限定していた規定の削除
第 5 9 条 の 3 0 (指定療養通所 介護の具体的取 扱方針)	身体的拘束等は緊急やむを得ない場合に限定すること 及び身体的拘束等を行う場合に利用者の心身の状況や 拘束等を行う理由等を記録することを義務付ける規定 の追加並びに表記の整理
第 5 9 条 の 3 7 (記録の整備)	身体的拘束等を行う場合には、利用者の心身の状況や 拘束等を行う理由等の記録及びその保存を義務付ける 規定の追加並びに表記の整理
第 4 章 認知症対応型通所介護	
第 6 2 条 (管理 者)	他事業所等との管理者の兼務について、同一敷地内に 限定していた規定の削除
第 6 5 条 (利用定 員等)	指定介護療養型医療施設に関する説明の追加
第 6 6 条 (管理 者)	他事業所等との管理者の兼務について、同一敷地内に 限定していた規定の削除
第 7 0 条 (指定認 知症対応型通所 介護の具体的取 扱方針)	身体的拘束等は緊急やむを得ない場合に限定すること 及び身体的拘束等を行う場合に利用者の心身の状況や 拘束等を行う理由等を記録することを義務付ける規定 の追加並びに表記の整理
第 7 1 条 (認知症 対応型通所介護 計画の作成)	表記の整理
第 7 9 条 (記録の 整備)	身体的拘束等を行う場合には、利用者の心身の状況や 拘束等を行う理由等の記録及びその保存を義務付ける 規定の追加並びに表記の整理
第 5 章 小規模多機能型居宅介護	
第 8 2 条 (従業者 の員数等)	令和 6 年 3 月 3 1 日に廃止となる指定介護療養型医療 施設に関する規定の削除
第 8 3 条 (管理 者)	他事業所等との管理者の兼務について、指定認知症対 応型共同生活介護事業所等のサービスの種類の指定及 び同一敷地内に限定していた規定の削除

第92条（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務付ける規定の追加及び表記の整理
第106条の2（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置等を義務付ける規定の追加
第107条（記録の整備）	表記の整理
第6章 認知症対応型共同生活介護	
第111条（管理者）	他事業所等との管理者の兼務について、指定小規模多機能型居宅介護事業所等のサービスの種類の指定及び同一敷地内に限定していた規定の削除
第121条（管理者による管理）	他事業所等との管理者の兼務について、同一敷地内に限定していた規定の削除
第125条（協力医療機関等）	利用者の病状が急変した場合等において、対応可能な協力医療機関等を常時確保すること、また、第2種協定指定医療機関との間における新興感染症の発生時等の対応の取り決めに関する規定の追加
第127条（記録の整備）	表記の整理
第128条（準用）	準用規定の表記の整理

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護	
第130条（従業者の員数）	令和6年3月31日に廃止となる指定介護療養型医療施設に関する規定の削除並びに利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減等に資する方策を検討する委員会において、職員間の適切な役割分担等により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる場合に人員配置の基準を緩和する規定の追加
第131条（管理者）	他事業所等との管理者の兼務について、同一敷地内に限定していた規定の削除
第147条（協力医療機関等）	利用者の病状が急変した場合等において、対応可能な協力医療機関等を常時確保すること、また、第2種協定指定医療機関との間における新興感染症の発生時等の対応の取り決めに関する規定の追加
第148条（記録の整備）	表記の整理
第149条（準用）	準用規定の表記の整理
第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
第151条（従業者の員数）	令和6年3月31日に廃止となる指定介護療養型医療施設に関する規定の削除及び表記の整理
第152条	表記の整理
第165条の2（緊急時等の対応）	協力医療機関等との間で緊急時等における対応方法の見直しを行う規定の追加及び表記の整理
第166条（管理者による管理）	他事業所等との管理者の兼務について、同一敷地内に限定していた規定の削除
第167条（計画担当介護支援専門員の責務）	表記の整理
第172条（協力医療機関等）	利用者の病状が急変した場合等において、対応可能な協力医療機関等を常時確保すること、また、第2種協定指定医療機関との間における新興感染症の発生時等の対応の取り決めに関する規定の追加及び表記の整理

第176条（記録の整備）	表記の整理
第177条（準用）	準用規定の表記の整理
第187条（勤務体制の確保等）	ユニット型施設の管理者のユニットケア施設管理者研修の受講を努力義務とする規定の追加
第189条（準用）	準用規定の表記の整理
第9章 看護小規模多機能型居宅介護	
第191条（従業者の員数等）	令和6年3月31日に廃止となる指定介護療養型医療施設に関する規定の削除
第192条（管理者）	他事業所等との管理者の兼務について、指定認知症対応型共同生活介護事業所等のサービス類型の指定及び同一敷地内に限定していた規定の削除
第197条（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）	サービス拠点への「通い」及び「泊まり」のサービスについても看護サービスが含められる旨が明確化されたことに伴う規定の改正並びに身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置、指針の整備及び研修の実施を義務付ける規定の追加
第201条（記録の整備）	表記の整理
第202条（準用）	準用規定の表記の整理